

令 2 消 防 保 安 第 3 3 9 号
令 和 2 年 (2020 年) 7 月 1 7 日

高圧ガス製造事業所長様

山 口 県 総 務 部 長

冷凍設備の事故防止について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、平素から格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に冷凍設備の事故が増加する中、県内の冷凍に係る高圧ガス製造事業所においても、昨年は 10 件の高圧ガス事故が発生し、今年も既に 5 件の事故が発生するなど、事故が多発しております。憂慮すべき状況となっています。

近年の冷凍設備に係る事故の多くは、腐食部や締結部等からの冷媒漏れが、運転不調に陥る大量漏えいに至ってから判明したものであり、適正な日常点検や定期点検等による維持管理を行っていれば、漏えいの初期段階で発見できたものと考えられます。

また、昨年の 11 月には、佐賀県において冷凍設備から冷媒が漏えいし、死亡事故が発生したように、冷凍設備は、適正に維持管理されない場合、重大事故が発生するおそれがあります。

については、負荷の増加する夏期の定期点検等においては、下記の事項に留意の上、冷凍設備の適正な維持管理により、事故防止の徹底を図るようお願いします。

記

1 日常点検の強化

設備全体に関する目視点検^{*1}（損傷、着霜、油漏れ、受液槽液面ゲージ等）、計測値（圧力、温度、電流等）の傾向管理^{*2}を行い、冷媒漏れの傾向が確認された場合は、運転不調等に陥る前に、漏れ確認（リークディテクタの使用が望ましい）を行うなど、日常点検を強化すること。

- [※1 振動や温度変化の影響を受けやすい箇所、汚れが付着しやすい箇所は、特に注意。
※2 一般的に冷媒漏えい時には、高圧・低圧圧力低下、圧縮機吐出ガス温度上昇、圧縮機電流低下、圧縮機電力上昇等が起こるが、詳しくは保守点検業者に確認のこと。]

2 定期点検等における漏えい確認

保守点検業者による定期点検等においては、通常の点検に加え、リークディテクタによる冷媒漏れの確認を実施し、冷媒漏れを軽微な段階で発見できるよう努めること。

3 冷凍設備の使用状況に応じた管理計画の策定

過去からの運転時間、部品の取替えや修理頻度、冷却水やブラインの水質条件等を踏まえ、計画的な更新などの管理計画を策定し、事故の未然防止に向けた取組を推進すること。

添付資料：令和 2 年冷凍事業所に係る高圧ガス事故概要

消防保安課
産業保安班
TEL: 083-933-2374